

〈調査報告〉

## ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(7)

西 津 政 信

下掲表1の最終版全体計画(2017年2月1日現在)に従い、2016年8月20日から28日にわたり実施した本調査研究に係る第7次現地調査の概要は、以下のとおりである。

表1：調査実施予定都市と調査予定時期

調査時期	対象都市1	対象都市2	対象都市3ほか
2013年8-9月	ポツダム	マクデブルク	
2014年3月	ヴィースバーデン	ミュンヘン	
同年8-9月	ハンブルク	キール	
2015年3月	デュッセルドルフ	エアフルト+ゴータ	ベルリン/行政区
同年8-9月	ハノーファー	ドレスデン	
2016年3月	シュトゥットガルト	ハノーファー	
同年8月	ブレーメン*	シュヴェーリン*	
2017年3月	マインツ	ザールブリュッケン	

注\*：今回の報告に係るもの。なお、ザールブリュッケン市については、同市下級建築監督官庁から本調査依頼に対する返信がなかったため、今次調査において調査日程を設定することができず、第8次調査に持ち越すこととした。

## I ブレーメン市

ブレーメン市（以下「ブレ市」と略称）は、ドイツ北西部に位置する都市で、さらに北西部に位置し北海に面するブレーマーハーフェンとともにブレーメン州（いわば「二都市州」。以下「ブレ州」と略称）を構成している。2016年1月1日現在のブレ市の人口は、約56万人（ブレーマーハーフェン市は、約11万人）である。全長が連邦水路とされているヴェーザー川に沿った、ハンブルクに次ぐドイツ第二の港湾都市である。自動車生産、航空宇宙産業、食料品加工業などの重要拠点となっている。旧市街は第2次大戦中に甚大な戦災被害を受けたものの、復興によって往時の美しい景観の旧市街の街並みを再建している。

フランク王国時代の787年に司教座が置かれ、キリスト教の北方伝道の拠点となったことが本市の起源であり、ハンブルクに既に置かれていた大司教座もこの地に移された。この間商業の中心地としても栄え、10世紀には神聖ローマ皇帝から商業の保護特権が与えられ、それ以降は、宗教都市としてよりも貿易拠点、商業都市として成長した。ハンザ同盟加盟都市の中でもハンブルクをものぐ格式をもって遇された。宗教改革時代に急速に新教化し、ハンザ全体が衰亡した三十年戦争中、リューベック及びハンブルクとともに三都市同盟を結んで安全保障を図り、同同盟はハンザに代わるものとして近代まで存続した。ブレ市が、他の2都市とともに、「ハンザ自由都市」という称号を有するのはこのためである。19世紀以降アメリカ大陸との貿易が盛んとなり、この世界貿易によって港湾都市としての地位を著しく高めた。ナポレオン時代にフランス領に編入されて一時繁栄が足踏みしたものの、解放後再び発展し、多くの有力企業が設立されてドイツ経済の発展に貢献した。

ブレ市環境・建築・交通局（Der Senator für Umwelt, Bau und Verkehr）への往訪調査は、2016年8月23日（火）の10～12時に実施し、先方は同局

法務課長 (Fachbereich 01, Rechtsfragen) のクリスティアン・クラネ博士 (法律職), 全市建築秩序課の技術行政担当のイェンス・ファルツィク氏 (行政職) 及びエーリッヒ・ギュンター氏 (行政職) であった。後述のとおり, 全市建築秩序課は, 人口約56万人のブレーメン市の区域を管轄しており, 以下の各強制手段等の適用実績も当該管轄区域のものである。

## 0. ブレ市の建築監督行政上の特徴的課題

ブレ市には, 建築監督行政上の特徴的な課題として“Kaisenhäuser”があるとのことである。これは, 第2次大戦後の戦災による住宅難に対処するため, 当時の市長であったKaisen氏が, 法的に居住が禁じられている市民農園 (Kleingarten) の「農作業小屋」の建物に居住することを, 緊急避難的措置として特例的に許可したことに端を発するものであり, そのように居住使用されている市民農園の建物をKaisenhäuserと称している。この特例的な市民農園の居住利用は, 戦後70年以上を経た今日でも, 包括承継人 (相続人) や特定承継人 (譲受人) によって継続されて既成事実化している。しかし, そのようなKaisenhäuserは, 本来の住宅ではないため, 必要なインフラも十分には整備されておらず, 用途違反や老朽化による危険な状況の発生など様々な建築法違反状況をもたらしており, 建築監督上の強制手段の適用対象となっているものが多い。このため, 全市建築秩序課の職員のうち3名を, このようなKaisenhäuserに対処する専従の担当者としているとのことである。本稿末尾に掲げる参考資料1の事案の老朽建築物は, このKaisenhäuserにあたるものである。

## 1. 強制金及び代償強制拘留の適用状況ほか

ブレ市全市建築秩序課における最近の建築監督上の強制金の適用実績は, 次表2のとおりである。

表 2：最近の強制金の適用実績

	聴聞	作為命令 & 強制金戒告	不作為命令 & 強制金戒告	強制金賦課決定	強制金再戒告分賦課決定
2015年	289	37	56	22	3
2016年（～8月）	130	30	51	12	4

本データによれば、強制金戒告付き命令の第一次強制金賦課決定段階までの目的達成率は、2015年では、 $(37 + 56) - 22 / (37 + 56)$ により約76%となり、2016年の8月までの期間では、 $(30 + 51) - 12 / (30 + 51)$ により約85%となる。同じく、強制金再戒告決定段階までの目的達成率は、2015年では、 $(37 + 56) - 3 / (37 + 56)$ により約97%となり、2016年8月まででは、 $(30 + 51) - 4 / (30 + 51)$ により約95%となる。

強制金の強制徴収は、市会計局の事務とされており、その執行結果も全市建築秩序課にはフィードバックされているが、それらについての統計処理はなされていないとのことである。ただし、クラーネ氏らの実務的な経験則からは、戒告付き命令がなされた事案のうち強制徴収までに至る事案は、2%程度であるとのことである。

また、建築監督実務における代償強制拘留（Ersatzzwangshaft）の適用実績は、近年においては皆無である。ちなみに、州行政執行法20条1項及び3項では、代償強制拘留は、行政裁判所の承認を得て、執行官庁が命ずることができることと規定されており（執行は警察によるとのことである。）、裁判所の命令によるとする他の州法とは異なる「司法判断前置型の行政的執行」として位置づけられていることが注目される。

強制金の戒告額の算定基準は、ブレ市全市建築秩序課においても作成されていない。実務上は多くの類似先例での戒告額を参考にしており、州行政執行法14条2項後段により違法行為による経済的収益額が重要な基準とされているが、当該額を法定算定基準としている過料カタログ（Bußgeldkatalog）も、目的を異にするものであるとして参照されていない。

また、強制金と過料の連携的な運用（違反是正の意図的遷延により得られた違法収益の過料によるはく奪）を行っているかについては、そのような連携的な運用ももちろん可能であり、それが必要な場合には行われているとのことである。例えば、一部公道にはみだしているオープン・カフェについて、強制金戒告によりはみだした部分の撤去を命じつつ、はみだした部分による違法収益額を越える過料を科すといった運用を行っている。

## 2. 代執行の適用実務運用

ブレ市全市建築秩序課による2015年及び2016年（～8月）までにおける代執行の実施実績は、それぞれ29件及び25件である。これらは、強制金戒告が奏功しないために、代執行に切り替えた事案（具体的適用事例として、代執行戒告付き除却命令通知書の仮訳を、本稿末尾の参考資料1に掲げる。）及び早急な危険性除去の必要から、当初段階から代執行が適用されたものを含んでいる。

これらの事案については、義務者の金融資産が乏しいなどの理由から代執行費用の徴収が困難な場合も多く、またその徴収手続に時間がかかる場合が多い模様である。

ちなみに、州行政執行法15条には、代執行費用の事前徴収に係る根拠規定が設けられておらず、当該規定を設けている他の多くの州と異なり、代執行費用の事前徴収はできない。しかし、そのことにより、重大な実務上の支障は生じていないとの認識である。

命令や戒告を先行させずに、代執行の実施を行う即時執行（sofortiger Vollzug）は、区で実施されている分もあるため、そのすべてがブレ市全市建築秩序課で把握されてはいないが、およそ年間15～20件程度実施されている模様である。

### 3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

ブレ市全市建築秩序課による、州建築法78条2項に基づく封印措置の適用実績は極めて少なく、2015年には0件であった。

封印破棄行為の防止対策を講じているかについては、封印措置現場における防犯カメラの設置などを提案して聴取したが、当該行為はここ数年で1回のみであり、ほとんど問題とならないとのことである。また、警察との連携により、休日や夜間などの下級建築監督官庁の勤務時間外において封印措置現場周辺のパトロールを依頼することもある。

封印措置と並んで州建築法78条2項に規定されている建設機械等の差押えについては、35年に及ぶ担当者の実務経験でも、個人がリースした建設機械を対象に20年ほど前に1回行われたのみである。

封印措置の事前手続としての戒告（Androhung）や決定（Festsetzung）の要否については、違反行為の危険性や是正の緊急性が高い場合は、即時執行というかたちで、命令や戒告を経ずに封印措置を実施することもあり、他方で用途違反などについては、命令や戒告などを経て、通常の強制手段の適用手続により実施することとしているとのことである。

### 4. 強制手段に対する争訟の提起状況

最近5年間の上掲のすべての強制手段の戒告付き命令に対する異議申立て提起件数は、次表3のとおりである。なお、取消訴訟については、他の部局が所管しており、その実績データはブレ市全市建築秩序課では把握されていない。

表3：異議申立て提起件数

2016（～8月）	2015	2014	2013	2012
106	156	157	142	175

## 5. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

ブレ市全市建築秩序課による最近3年間の過料手続の件数は、次表4のとおりである。

表4：過料手続件数

	2013	2014	2015
聴聞実施件数	13	24	17
過料決定発出件数	6	20	18
異議申立件数	6	8	11
検察官への引渡件数	5	4	3
区裁判所手続件数	4	6	3
強制拘留決定申立件数	3	2	—

上掲のデータのうち、異議申立件数と検察官への引渡件数の差については、訴追官庁における異議申立ての審査の結果、過料手続が中止され、あるいは過料が減額されたことにより、異議申立てが取り下げられたことにより終結したものと説明されている。また、2014年の検察官への引渡件数と区裁判所手続件数の差及び2015年の聴聞実施件数と過料決定発出件数の差は、暦年をまたいだかたちで各手続が行われているためとされている。申立てにより強制拘留が実施された件数やその期間については、具体的な情報が得られていないとのことである。

異議申立ての審査の結果、過料決定が全面的に維持されるときは、一件書類を検察官に送付し、検察官はこれを裁判所に提出して、公判期日の指定を求める。事案が輻輳する場合は、検察官に送付された一件書類が、翌年になってようやく区裁判所で処理されることもある。

区裁判所における過料手続は、原則として公判により裁判（判決）されるべきものとされている（秩序違反法71条）が、例えば当事者（過料決定の名宛人。以下同じ）が被疑事実を認めている場合や法律問題のみを決

定すればよい場合などで、書面による資料で事案が既に十分に解明されており、裁判所が公判を必要としないと認めたときは、当事者と検察官の双方が異議を提起しないときは、裁判を（公判を伴う判決によることなく、書面審理によって）決定により行うことができる（同法72条）<sup>(1)</sup>。

また、当事者は原則として公判に出廷する義務を負うが（同法73条1項）、公判手続の簡素化により、事実関係についてさらなる陳述を行わず、その出廷が事実関係の解明のために必要でないときは、裁判所に申し立てることにより出廷義務を免除される（同法73条2項）<sup>(2)</sup>。さらに事実関係が裁判官に一義的に明らかであるときは、所管官庁の代理人の出廷も求められないことがある（同法76条2項）<sup>(3)</sup>。

当事者が過料の支払いを拒むときは、訴追官庁は区裁判所に強制拘留の申立てをすることができ、事前手続としての聴聞を経て、6週間までの期間で強制拘留が決定される。当事者は、過料を支払えばこの拘留措置を免れることができる。ただし、強制拘留がなされても過料の支払義務が免除されるわけではない。

## 6. 建築監督執行に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

ブレ市環境・建築・交通局全体の組織図は、本稿末尾の参考資料2のとおりである。ブレーメンは都市州であるため、州の組織と市の組織がいわば統合された形態となっている。このうち、本調査の主な対象となる建築監督上の行政強制を担当しているセクション、すなわち、ブレ市の下級建築監督官庁にあたる部局は、65の番号が付された「全市建築秩序課」であるが、管轄区域は前述のとおりブレーメンのみで、ブレーマーハーフェ

---

(1) Bohnert (2010) Rdnr. 507, 508.

(2) dito Rdnr. 526.

(3) dito Rdnr. 519.

ンは管轄外となっている。シャファルツィク氏は同課を統括する立場にある。また、ギュンター氏は、同課で建築許可や行政強制に係る事務を担当しており、同氏も含めて4名が行政強制手続を担当している。

また、クラネ氏の所属する法務課（組織図のFB 01）は、州の上級建築監督官庁に相当する部局であり、異議申立て、取消訴訟（Anfechtungsklage）及び秩序違反法に基づく過料に係る事務を所管している。

ブレ市で建築監督業務に携わっている職員は、区のそれも含めると100名弱と見込まれる。このうち、法律職（Jurist）は3名に過ぎず（うち1名は病欠中であり、実質上法律職としては、クラネ氏のみで後述の法的事務を統括している。）、上述の異議申立て（Widerspruch）等の法的救済や秩序違反関係の事務も、ほとんどは行政職の職員が処理している。

行政専門大学の行政機関における実務実習は、ブレ市の様々な行政部局において、3ヵ月間のもものが2回、6ヵ月間のもものが1回行われるが、全市建築秩序課では必ずしも毎年受け入れてはおらず、偶々現在1名が同課にこの実務実習生として派遣されている。実務実習の内容としては、建築監督行政に係る公文書の作成などを行わせている。

また、ブレ市の建築監督官庁では、各事案に応じた最適の公文書作成を行うとともに無用のミスを防ぐため、公文書作成支援ソフトにあまり依存しすぎないようにしているとのことである。

## II. シュヴェリーン市

シュヴェリーン市（以下「シュヴェ市」と略称）は、ドイツ連邦共和国の北東部に位置するメクレンブルク・フォアポンメルン州の州都であり、2016年3月時点の人口は、約10万人である。

同市は、シュヴェリーン湖の南西岸に位置する水と緑に恵まれた風光明媚な小都市であり、中世におけるドイツ人の東部植民を背景に成立した。

古くは原住スラブ人の砦であったが、12世紀にザクセン公ハインリヒ獅子公の支配下に入り、都市として発展した。本来、防衛上の要衝であったが、ハインリヒ獅子公がここに司教座を置いてからは宗教上の中心地ともなり、同時に東西交易の中心地として経済活動も活発化した。しかし、当初から獅子公の強い支配を受けたため、ハンザ都市のような独立性に乏しく、居城都市、司教座都市としての性格が濃厚であった。今日も残るゴシック様式の大聖堂とフランスのシャンボール城をモデルとする居城がこうした性格を物語る。14世紀中頃以降メクレンブルク公の支配下に入り近代を迎えた。現在、同市は、州議会も設けられているシュヴェリーン城の世界遺産登録へ向けた活動を推進している。

シュヴェー市建築・歴史的建造物保全課 (Fachbereich für Bauen und Denkmalpflege) への往訪調査は、2016年8月25日 (火) の14～16時に実施し、先方は同課長のギュンター・ラインコーバー博士及びラウシュケ氏 (屋外広告物規制、相隣関係ほか担当) であった。また、特に同市第一副市長のベルント・ノッテバウム氏より、歓迎の挨拶及び眺望の良い副市長室への招待を受けた。

## 1. 強制金及び強制拘留の適用状況ほか

シュヴェー市建築・歴史的建造物保全課においては、強制金手続に係る戒告件数などを抽出できるような統計的整理を行っておらず、それらの正確なデータを提供することは困難とのことであり、事後的に筆者に提供された担当者ベースの情報では、次表5に示す強制金賦課決定がなされたとのことである。

表5：シュヴェー市建築・歴史的建造物保全課の強制金適用実績

	強制金賦課決定件数	強制金賦課決定額
2013	20	300～5,000ユーロ
2014	32	200～10,000ユーロ
2015	31	500～10,000ユーロ

当該担当者は、これらの強制金賦課決定に先行して、約20%を超える強制金戒告付き命令がなされていると推測しており、強制金の賦課決定までの段階での目的達成率は20%強にとどまることとなる。

強制金の強制徴収は、市の会計課（Stadtkasse）で他の金銭徴収事務と併せて包括的に行われているが、その徴収手続の成果については、命令の履行の有無などとは異なり、必ずしも建築・歴史的建造物保全課において関心をもってフォローされているわけではない。

また、前述の「強制金と過料の連携的運用」は、シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課においても実務上広く行われている。

強制金の戒告額の算定基準は、同課においても作成されていない。ケースバイケースに強制金戒告額を算定するための考慮要素としては、違反物件の規模、違法行為による経済的収益額、違反が故意によるものか過失によるものかなどがあり、金額的には、200～7,500ユーロ程度が多いとされている。また、取消訴訟等が係属する行政裁判所から、強制金や過料の額が過小ではないかという指摘を受けたこともあるとのことである。反対に、それらの額が過大であるとの指摘はほとんどなされていない。その背景には、違反者たる市民の経済的負担を配慮する政治的な考慮もあるとしている。さらに、過料については異議申立てがなされなければ市の収入となるが、異議申立てにより事案が区裁判所に係属すると過料収入は州に帰属することも過料額の決定の際の考慮要素となっている模様である。ただし、違反者と協議して過料の額を決定するような運用は行っていないとしている。

## 2. 代執行の適用実務運用

シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課では、ラインコーバー氏が勤務した過去13年間において、代執行の適用は年に1件程度にとどまっている。また、屋外広告物に対する代執行の適用実績はないとのことである。

代執行を適用せざるを得ない事例として、倒壊の危険のある老朽建物について、その所有者が定かでなく、あるいは相続人が海外に居住しているために連絡がとれない場合などがある。また、シュヴェリーン市のような新連邦州（旧東独）に属する都市においては、統一前は土地が国有とされており、建物は個人の所有となっても土地所有権は、1945年以前に当該土地を所有していた者とされるため、土地所有者を確認しにくい状況となっている。

また、即時執行（sofortiger Vollzug）により、倒壊によって道路や隣接建物に危険を及ぼすおそれのある老朽建築物を緊急に撤去した事例も、過去10年間で3件ほどあったとのことである。

なお、メクレンブルク・フォアポンメルン州公共安全秩序法89条2項は、代執行費用の事前徴収命令を規定しているが、シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課の実務では、代執行費用については専ら事後徴収により運用されている。

### 3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課による封印措置の最近の適用実績は、年間で5件程度となっている。事例としては、建築物の用途違反が多く、例えば、車庫、飲食店、ディスコ、ヨットの艇庫などである。

同課による封印措置の適用事例（許可されない用途の違反事例）に係る封印措置の戒告文書（強制金賦課決定書に統合されたもの）並びに当該事例に係る封印措置の実施通知及び実施状況写真を、本稿末尾の参考資料3及び4に掲げる。このような封印措置の実施により、一般市民に建築法違反の事実が周知されることによる「見せしめ的な」効果も大きいとしている。

他方、このような封印措置に対し、封印破棄行為がなされた例もあるが、実行犯を特定することが困難なために行為者が処罰された例はほとんどな

いとのことである。例えば、ある飲食店では、封印破棄行為が4～5回にわたりなされたこともあり、そのようなケースでは、当該行為がなされるたびに封印措置をやり直すこととなる。

上掲の封印破棄行為を抑止するための防犯カメラの設置については、ラインコーバー氏らは、一般市民のプライバシー保護の観点から、駅や大使館、市庁舎などの公共建築物の入口などを除き、道路などの公共空間での防犯カメラの設置には問題があるという認識を示しつつも、一つのアイデアとしてその可否について検討してみたいとのことであった

封印措置について事前の戒告等が必要か否かという論点については、2006年州建築法・強制執行手続ガイドライン（2013年改定版）では、建築監督官庁は、事前の戒告なしに違法建築工事の現場を封印することができる<sup>(4)</sup>。しかしながら、シュヴェエ市建築・歴史的建造物保全課では、強制執行に係る手続的保障を重視する行政裁判所の裁判例（聴聞の不実施を瑕疵と評価するもの）を踏まえて、通常的直接強制の執行に必要とされる戒告及び決定を経て、封印措置を実施している。上掲のガイドラインも、「事前の戒告なしに（中略）封印することができる。」（傍点筆者）としており、上述の実務運用と矛盾するものではないと説明している。また、実際に封印措置の戒告付き命令に従って、違法な工事や使用を自主的に中止するケースも10%程度はあるとのことであった。

本論点については、既に公刊されている別論攷<sup>(5)</sup>で詳述しているので再説を避けるが、私見としては、シュヴェエ市建築・歴史的建造物保全課のように、違反者による中止命令の自主履行を促す機能を有する戒告などを前置する法制度及び実務運用が望ましいと考える。

---

(4) Runkel usw. (2015) Handlungsempfehlungen zum Vollzug der Landesbauordnung Mecklenburg- Vorpommern 2006, S. 41, Nr. 79.2.

(5) 西津 (2016b) 50-57頁。

#### 4. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課は、建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用も所管しており、同課における最近の過料（Geldbuße）の適用実績としては、2013年1月1日から面談調査時点までの期間（約3.7年）において、総計111件（年平均約30件）の過料決定（Bußgeldbescheid）を発出している。これらに対して、総計47件の異議申立て（Einspruch）が提起され、区裁判所の事後的司法審査を受けている。

#### 5. 建築監督執行に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

シュヴェ市建築・歴史的建造物保全課は、連邦及び州の所有の建築物（州都であるので、これらの建物の数は少なくない。）を除く市内の建築物に係る建築規制を所管している。

同課を含むシュヴェ市内部部局の組織図を、本稿末尾の参考資料5に掲げる。

同課所属の職員には、法律職（Jurist）はおらず、大多数は行政職（Verwaltung）の職員であり、技術職として建築職、技師などが在職している。訴訟が提起された場合には、事務総局の法律職職員が建築・歴史的建造物保全課の職員とともに対応することとなる。

行政専門大学の公務員養成教育との関連では、毎年3名ほどの実務実習生を2.5か月ほど受け入れている。これに関する実務実習としては、行政執行手続の理解や文書作成実習を行っている。他方で、一般の大学からも、インターンシップとして、法律、建築、都市計画の実務を学ぶ学生を4～6週間程度受け入れている。前述の行政職職員のうちで、行政専門大学を卒業して採用された者は半数程度であり、他の半数の行政職職員は、行政専門大学以外で行政分野の教育を受けて採用され、採用後に勤務の傍ら外部の養成機関で専門的養成教育を受けている。

ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(7)

〔付記〕本調査研究は、JSPS 科研費25380031の助成を受けたものです。

## 【引用・参考文献】

App, Michael (1991) *Die Verwaltungsvollstreckung im Baurecht*, Juristische Arbeitsblätter 1991 S. 351-355.

Bade, Heinrich/ Buchhorn, Jörg/ Frenz, Michael/ Lammers, Lars/ Meier, Uwe/ Ohrmann, Anette/ Schütte, Egon/ Viering, Rheinhard/ Wiedenroth, Wilke-Bernd (2014) *Leitfaden Bremische Landesbauordnung 2014*, Architektenkammer der Freien Hansestadt Bremen.

Bohnert, Joachim (2010) *Ordnungswidrichkeitenrecht*, 4. Auflage, C.H.Beck.

Krech, Joachim/ Roes, Hans-Günther (1998) *Sicherheits- und Ordnungsrecht des Landes Mecklenburg-Vorpommern Kommentar*, Verlag R. S. Schulz GmbH.

Rasch, Ernst (1989) *Die Versiegelung — ein Instrument der Bauaufsicht*, Baurecht 1989, S.1-4

Runkel, Peter/ Bielenberg, Susanne/ Gaentzsch, Günter (2015) *Baurecht für das Land Mecklenburg-Vorpommern: Ergänzbare Sammlung des Bundes- und Landesrechts mit ergänzenden Vorschriften, Mustern und Anleitungen für die Praxis sowie einer Rechtsprechungsübersicht*, Band 2, Erich Schmidt Verlag.

総務省地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会 (2013)『地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書』(総務省自治行政局) [http://www.soumu.go.jp/iken/gyousei\\_jikkousei\\_kakuho.html](http://www.soumu.go.jp/iken/gyousei_jikkousei_kakuho.html) (2016/12/02アクセス.)

西津政信 (2014a)「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(1)」愛知大学法学部法経論集 198号 175-227頁  
Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003177/>

同上 (2014b)「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(2)」愛知大学法学部法経論集 200号 43-86頁  
Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003512/>

同上（2014c）「行政上の義務違反に対する制裁」『ジュリスト増刊 行政法の争点』（有斐閣）98-101頁。

同上（2015a）「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告（3）」愛知大学法学部法経論集202号221-274頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003975/>

同上（2015b）「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告（4）」愛知大学法学部法経論集204号251-326頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00004968/>

同上（2016a）「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告（5）」愛知大学法学部法経論集206号91-151頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00005981/>

同上（2016b）「ドイツの建築規制における封印措置等の法制度及び実務運用」行政法研究13号43-88頁

同上（2016c）「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告（6）」愛知大学法学部法経論集208号145-188頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00007346/>

同上（2012）『行政規制執行改革論』（信山社出版）

同上（2006）『間接行政強制制度の研究』（信山社出版）

### 【主要関連参照条文・仮訳】

#### ○ブレーメン州行政執行法

##### 第11条 行政強制の要件

- (1) 行政官庁は、人に作為、不作為又は受忍を命ずる書面による行政行為により、あるいはこれを命ずる公法の規定により、法律、命令、書面による和解又は行政庁に対する書面による認諾によって課された義務を強制することができる。行政行為は、それが不可争力を得、その即時の執行が命ぜられ、又は法的救済手段の提起が執行停止効を生じないときは、第13条に定める強制手段により強制することができる。
- (2) 行政強制は、犯罪行為又は秩序違反行為に該当する違法な行為を抑止し、又は切迫する危険を回避するために必要と認められ、かつ、これについて官庁に法的権限が付与されているときには、先行する行政行為なしに適用することができる。行政強制の即時の実施においては、その実施により相手方すでに認知されている場合を除き、同者に遅滞なく通知しなければならない。

##### 第12条 執行官庁

- (1) 行政行為は、それを発した官庁によって強制執行される。当該官庁は、異議申立てについての決定も併せて行う。
- (2) 下級行政官庁は、個別の事案において又は一般的に強制執行を行う権限が付与される。

##### 第13条 強制手段

- (1) 強制手段は、次のものとする。
  1. 強制金（第14条）
  2. 代執行（第15条）
  3. 直接強制（第16条）
- (2) 強制手段は、その目的に照らし相当な関係に立つものでなければならない。その場合、強制手段は、可能な限り相手方及び公共への侵害が最小限となるものを選ばなければならない。

##### 第14条 強制金

- (1) 強制金は、第11条第1項に定めるすべての場合に許容される。

- (2) 強制金の額は、5ユーロ以上50,000ユーロ以下とする。強制金の額の算定においては、行政行為に従わないことによって得られる義務者の経済的利益の額を考慮するものとする。

#### 第15条 代執行

他の者が行うことができる作為を行う義務（代替的作為義務）が履行されないときは、執行官庁は、当該作為を義務者の費用負担により、自ら行い又は第三者に行わせることができる。

#### 第16条 直接強制

強制金が目的を達しないとき、又はその実施が困難なときは、執行官庁は、義務者に作為、受忍又は不作為を實力により強制することができる。

#### 第17条 強制手段の戒告

- (1) 強制手段は、即時に適用することができる場合（第11条第2項）でないときは、戒告されなければならない。戒告は、書面によりなされなければならない。戒告においては義務履行のための期間又は期限を定めなければならない。当該期間又は期限は、義務者による義務履行を期待しうる相当な範囲内で設定するものとする。
- (2) 戒告は、作為、受忍又は不作為を命ずる行政行為と併せて行うことができる。即時の執行が命ぜられ、又は法的救済手段の提起が執行停止効を生じさせないときは、行政行為と併せて行わなければならない。
- (3) 戒告は、特定の強制手段について行わなければならない。複数の強制手段を同時に戒告し、あるいは執行官庁に複数の強制手段の選択を留保する戒告は許容されない。
- (4) 強制金は、特定された金額により戒告しなければならない。
- (5) 作為を義務者の費用負担により実施する場合（代執行）には、当該戒告において費用の概算見積額を提示しなければならない。代執行費用が概算見積額を超過した場合には、事後に精算を行う権利は妨げられない。
- (6) 強制手段は、刑罰又は過料と併せて戒告し、義務が履行されるまで、反復し、その都度金額を高め、又は切り替えることができる。反復する作為、受忍又は不作為を命ずる行政行為においては、それに対する違反のたびごとに強制

手段を戒告することができ、この場合においては、第1項第3段及び第4段は適用しない。

- (7) 戒告は送達しなければならない。戒告がその基礎となる行政行為と併せて行われ、当該行政行為について送達が定められていないときも同様とする。

#### 第18条 強制金の賦課決定

- (1) 義務が戒告に定められた期間内に履行されないとき、又は義務者が、作為を受忍し、不作為を遵守し、又は反復的に作為を行う義務に違反するときは、執行官庁は、戒告された強制金の賦課決定を行う。
- (2) 賦課決定は、送達されなければならない。

#### 第19条 強制手段の適用

- (1) 強制金の賦課決定又は代執行若しくは直接強制の戒告が不可争力を得たとき、それらの即時の執行が命ぜられたとき又は法的救済手段の提起が執行停止効を生じさせないときは、
1. 賦課決定された強制金は徴収される。
  2. 代執行又は直接強制は、戒告に従い実施される。
- (2) 義務者が代執行に際して抵抗するときは、その抵抗は実力により抑止される。
- (3) 作為を義務者の費用負担により代執行（第15条）によって実施するときは、執行官庁は、それによって同官庁において必要となる特別な支出（費用）を義務者に対して決定する。
- (4) 賦課決定された強制金及び決定された代執行費用は、行政強制手続により徴収するものとする。
- (5) 強制手段の執行は、その目的が達成されたときは直ちに中止するものとする。

#### 第20条 代償強制拘留

- (1) 強制金の強制徴収ができなかった場合又は強制金が奏功しないと認められる場合には、強制金の戒告において強制拘留の適用が警告されているときは、執行官庁は、代償強制拘留を命ずることができる。
- (2) 代償強制拘留の期間は、1日以上2週間以内とする。
- (3) 代償強制拘留の命令は、行政裁判所の承認を必要とする。同裁判所は、対象者の聴聞の後、決定によりこれを行う。

- (4) 代償強制拘留は、その決定が不可争力を得たのち、執行官庁の申立てにより、司法行政により、民事訴訟法第802g条、第802h条及び第802j条第2項の規定により執行される。対象者は、支払うべき強制金を支払うことによって、いつでも代償強制拘留の執行を回避することができる。この場合においては、第19条第5項の規定を準用する。

## 第21条 基本権の制限

この法律の規定により、次の権利は制限される。

1. 身体を害されない権利（基本法第2条第2項第1段）
2. 人身の自由（基本法第2条第2項第2段）
3. 住居の不可侵（基本法第13条）

## ○プレーメン州建築法

### 第78条 建築中止

(1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、改修され又は除却されるときは、建築監督官庁は、当該工事の中止を命ずることができる。次に掲げる場合も同様である。

1. 建築計画の施工が、第72条第5項及び第7項の規定に違反して開始されているとき
  2. a) 許可を要する建築計画の施工が、許可された建築図書と乖離しているとき  
b) 許可を要しない建築計画の施工が、届け出られた建築図書と乖離しているとき
  3. 第17条第1項の規定に違反して、CEマークが表示されていない、又は適合認定表示のない建築用製品が使用されているとき
  4. 不正にCEマークを表示している（第17条第1項第1段第2号）又は適合認定表示がなされている（第22条第4項）建築用製品が使用されているとき
- (2) 建築工事が書面又は口頭によりなされた中止命令に従わずに続行される場合は、建築監督官庁は建築現場を封印し、又は建築現場に置かれている建築用製品、建築工具、建設機械及び建築補助具を職権により差し押さえることができる。

#### 第79条 施設の除却, 使用の禁止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され, 又は改修されているときは, 建築監督官庁は, 他の方法では合法的な状態とすることができないときは, 施設の全部又は一部の除却を命ずることができる。施設が公法上の規定に違反して使用されているときは, 当該使用の中止を命ずることができる。
- (2) 建築施設が使用されず, 倒壊のおそれがあるときは, 建築監督官庁は, その取り壊し又は除却を命ずることができる。その保全について公的な又は保護に値する私的な利益が存する場合は, この限りでない。
- (3) 建築監督官庁は, 必要な手続をとるべきこと, 又は建築図書を第68条第2項又は第62条第3項の規定により提出すべきことを命ずることができる。

#### 第83条 秩序違反行為

- (1) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは, 秩序違反行為とする。
  1. 第84条第1項から第3項までの規定に基づき発せられた法規命令又は第85条第1項及び第2項の規定に基づき発せられた条例に違反すること。ただし, 当該法規命令又は条例において特定の構成要件についてこの過料規定の適用が明示されている場合に限る。
  2. この法律又はこの法律に基づき発せられた法規命令若しくは条例に基づき発せられた建築監督官庁の執行力ある書面による命令に違反すること。ただし, 当該命令においてこの過料規定の適用が明示されている場合に限る。
  3. 処分権を有する者が, 第5条第2項に違反して, 自動車の乗り入れ若しくは通り抜けのための土地又は展示場若しくは運動場を常に空地にしておかず又はこれらの土地に自動車を駐車すること
  4. 第7条第1項の規定に違反して土地を分割すること
  5. 建設現場の開設及び運営に際して, 第11条第3項の規定に違反すること
  6. 施設の建設, 改修又は維持補修に際して, バリアフリーないし障害者に適した建築方式に関する第39条第4項及び第5項, 第50条第1項から第4項まで並びにこれらの規定を補完する技術的建築規定として定められた技術規定に違反すること
  7. 必要な建築許可(第59条第1項), 部分建築許可(第74条)若しくは施工変更許可(第67条)を得ずに, 又はそれらの内容から乖離して建築施設を建築し, 改修し, 使用し, 又は第61条第3項第2段から第5段までの規定に

違反して除却すること

8. 安定性証明書を第66条第2項第1段の規定に従って作成させないこと
9. 第62条第3項第2段から第4段までの規定に違反して建築計画の施工を開始し、又は第62条第3項第1段の規定により提出した建築図書の内容から乖離して施工すること
10. 移設式建物を、施工許可（第76条第2項）なく使用し、又は届出及び検査（第76条第7項）なしに使用すること
11. 第72条第6項の規定に違反して建築工事を開始し、第61条第3項第6段の規定に違反して施設の除却を開始し、第81条第1項の規定に違反して建築工事を続行し、第81条第2項第1段及び第2段の規定に違反して建築施設を使用し、又は第81条第2項第3段の規定に違反してかまど又は内燃動力施設及び地区大型暖房施設を運転すること
12. 第72条第7項第1段に違反して建築開始届を全く又は適時に提出しないこと又は第72条第7項第2段に違反して建築図書を全く又は適時に提出しないこと
13. 建築用製品に第22条第4項の要件を充たさずに適合認定マークを表示すること
14. 第17条第1項第1段第1号に違反して適合認定マークを表示していない建築用製品を使用すること
15. 第21条に違反して一般的な建築監督上の許可、一般的な建築監督上の検査済証又は個別の承認を得ないで、建築方式を適用すること
16. 建築主、建築設計者、建設業者、建設現場監督者又はこれらの者の代理人として、第53条第1項、第54条第1項第3段、第55条第1項又は第56条第1項に違反すること

前段第14号から第16号までの秩序違反行為がなされたときは、当該秩序違反行為に係る物件を没収することができる。この場合においては、秩序違反法第19条の規定を適用する。

(2) 不正を認識しながら次に掲げる行為をすることも秩序違反行為とする。

1. この法律によりなされるべき許可不要認定、検査義務又は行政行為をなさせ、又はこれらを阻止するために虚偽の届出をし、虚偽の図面又は書類を提出すること
2. 検査技師として不正な検査報告を提出すること

- (3) 秩序違反行為には、500,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (4) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁は、第1項第1段第14号から第16号までに規定される場合については最上級建築監督官庁とし、その他の場合については下級建築監督官庁とする。

○メクレンブルク・フォアポンメルン州行政手続・送達・執行法

第110条 行政行為の強制執行

物の引渡し又は作為の実施、受忍若しくは不作為の義務を課す行政行為の強制執行については、公共安全秩序法第79条から第100条までの規定を適用する。

○メクレンブルク・フォアポンメルン州公共安全秩序法

第8章 作為、受忍及び不作為の強制

第1節 一般的強制執行手続

第80条 行政行為の強制執行許容要件

- (1) 行政行為の強制執行は、次の場合に許容される。
  - 1. 行政行為が不可争力を得ているとき、又は
  - 2. 法的救済手段の提起が執行停止効を生じないとき
- (2) 代執行(第89条)又は直接強制(第90条)による行政行為の執行においては、次の各号に該当する場合には、前項の規定を適用しないことができる。
  - 1. 他の方法では、公共の安全又は秩序に対する現在の危険を回避することができないとき、又は
  - 2. 他の方法では、違法行為又は過料が科される行為を抑止することができないとき

第81条 即時執行

- (1) 他の方法によっては現在の危険を回避し得ず、かつその際行政官庁が法的権限の範囲内で対応するときは、先行すべき行政行為を経ない行政強制(即時執行)を、代執行又は直接強制により行うことができる。義務者に対する事前手続を、全く又は適時に行うことができない場合も同様とする。即時執行の要件に関し、別の法の定めがあるときは、その定めるところによる。
- (2) 代執行の即時執行を行うときは、その責任者を遅滞なく告知するものとする。
- (3) 即時執行については、次条以下の行政行為の強制執行に関する規定において

別段の定めがない限り、当該規定を準用する。

## 第82条 執行官庁

行政行為は、当該行政行為をなした官庁が執行し、当該官庁は異議申立てに対する決定も併せて行う。

## 第86条 強制手段

(1) 強制手段は、次に掲げるものとする。

1. 強制金（第88条）
2. 代執行（第89条）
3. 直接強制（第90条）

(2) 強制手段は、刑罰又は過料と併せて適用することができ、また、行政行為に係る義務が履行されるまで、又は他の方法によりその目的が実現されるまで、反復し、あるいは強制手段を切り替えて適用することができる。

## 第87条 強制手段の戒告

(1) 強制手段は、書面により戒告しなければならない。第80条第2項及び第81条の要件を充たす場合においては、強制手段の戒告は、口頭で行い、又は行わないことができる。

(2) 戒告においては、義務者が義務を履行するために適切な期間を定めなければならない。ただし、受忍又は不作為を強制すべきときは、この期間を定めることを要しない。

(3) 戒告は、強制執行されるべき行政行為と併せて行うことができる。即時の執行が命ぜられ、又は法的救済手段の提起が執行停止効を生じないとき（第80条第1項第2号）は、戒告は行政行為と併せて行わなければならない。

(4) 戒告においては、特定の強制手段を明示しなければならない。複数の強制手段について戒告するときは、いかなる順序でそれらの強制手段が適用されるかを示さなければならない。執行官庁に複数の強制手段からの選択を留保する戒告は、許容されない。

(5) 強制金は、特定された額により戒告しなければならない。

(6) 代執行（第89条）については、その戒告において概算費用額を明示しなければならない。事後の精算を行う権利は妨げられない。

#### 第88条 強制金

(1) 強制金は、次の場合に許容される。

1. 義務者にある作為を行うことを強制すべきとき、又は
2. 義務者がある作為を受忍する又は不作為の義務に違反するとき

(2) 強制金は、書面によって決定するものとする。

(3) 強制金は、10ユーロ以上50,000ユーロ以下の額とする。

#### 第89条 代執行

(1) 他の者が代わって行うことができる作為義務の履行がなされないときは、執行官庁は、義務者の費用負担により、当該作為を自ら行い、又は受任者にそれを行わせること（代執行）ができる。

(2) 執行官庁は、義務者に対し、代執行費用の概算見積額を事前に支払うべきことを命ずることができる。

#### 第90条 直接強制

代執行若しくは強制金が奏功しないとき、又はそれらが目的適格的でないときは、執行官庁は、直接強制により自ら作為を行い、又は義務者に作為、受忍若しくは不作為を強制することができる。

#### 第91条 代償強制拘留

(1) 強制金が実効的でない場合においては、強制金の戒告においてその適用が警告されているときは、行政裁判所は、執行官庁の申立てにより、代償強制拘留を命ずることができる。代償強制拘留の期間は、1日以上2週間以内とする。

(2) 代償強制拘留は、執行官庁の申立てにより、司法行政によって民事訴訟法第904条から910条まで（筆者注：「第802g条、第802h条及び第802j条第2項」に改正？）の規定により執行される。

#### 第92条 強制執行の中止

(1) 強制執行は、次の各号に該当する場合には、中止するものとする。

1. 行政行為が取り消されたとき
2. 行政行為の強制執行が猶予されたとき

3. 法的救済手段の提起により執行停止効の発生が命ぜられたとき、又は執行停止効が回復されたとき
  4. 強制執行の目的が達せられたとき、又は、
  5. 受忍又は不作為の義務に対する違反のおそれなくなったとき
- (2) 執行官庁（第103条）は、中止の義務を一義的明白に生じせしめる事実が証明された場合にのみ、さらなる強制執行措置の実施を行わないものとする。

#### ○メクレンブルク・フォアポンメルン州建築法

##### 第79条 建築中止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、改修され又は除却されるときは、建築監督官庁は、当該工事の中止を命ずることができる。次に掲げる場合も同様である。
1. 建築計画の施工が、第72条第7項及び第9項の規定に違反して開始されているとき
  2. a) 許可を要する建築計画の施工が、許可された建築図書と乖離しているとき  
b) 許可を要しない建築計画の施工が、届け出られた建築図書と乖離しているとき
  3. 第17条第1項の規定に違反して、CEマーク又はÜマークが表示されていない建築用製品が使用されているとき
  4. 不正にCEマーク（第17条第1項第1段第2号）又はÜマーク（第22条第4項）を表示している建築用製品が使用されているとき
- (2) 建築工事が書面又は口頭によりなされた中止命令に従わずに続行される場合は、建築監督官庁は建築現場を封印し、又は建築現場に置かれている建築用製品、建築工具、建設機械及び建築補助具を職権により差し押さえることができる。

##### 第80条 施設の除却、使用禁止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、又は改修されているときは、建築監督官庁は、他の方法では合法的な状態とすることができないときは、当該施設の全部又は一部の除却を命ずることができる。
- (2) 施設が公法上の規定に違反して使用されているときは、当該使用の中止を命ずることができる。許容されない使用が書面による使用禁止命令に従わずに

継続されているときは、建築監督官庁は、当該施設の全部又は一部を封印することができる。

#### 第84条 秩序違反行為

(1) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。

1. 第85条第1項から第3項までの規定に基づき発せられた法規命令又は第86条第1項及び第2項の規定に基づき発せられた条例に違反すること。ただし、当該法規命令又は条例において特定の構成要件についてこの過料規定の適用が明示されている場合に限る。
2. この法律に基づく、又はこの法律に基づき発せられた法規命令若しくは条例に基づき発せられた建築監督官庁の執行力ある書面による命令に違反すること。ただし、当該命令においてこの過料規定の適用が明示されている場合に限る。
3. 必要な建築許可（第59条第1項）、部分建築許可（第74条）若しくは施工変更許可（第67条及び第50条第3項）を得ずに、又はそれらの内容から乖離して建築施設を建設し、改修し、使用し、又は第61条第3項第2段から第5段までの規定に違反して除却すること
4. 第62条第3項第2段から第4段までの規定に違反して建築計画の施工を開始すること
5. 移設式建物を、施工許可（第76条第2項）なく使用し、又は届出及び検査（第76条第6項）なしに使用すること
6. 第72条第7項の規定に違反して建築工事を開始し、第61条第3項第6段の規定に違反して施設の除却を開始し、第82条第1項の規定に違反して建築工事を続行し、第82条第2項第1段及び第2段の規定に違反して建築施設を使用すること
7. 建築開始届（第72条第9項）を全く又は適時に提出しないこと
8. 建築用製品に第22条第4項の要件を充たさずにÜマークを表示すること
9. 第17条第1項第1段第1号の規定に違反してÜマークを表示していない建築用製品を使用すること
10. 第21条の規定に違反して一般的な建築監督上の許可、一般的な建築監督上の検査済証又は個別の承認を得ないで、建築方式を適用すること
11. 建築主、建築設計者、建設業者、建設現場監督者又はこれらの者の代理人

として、第53条第1項、第54条第1項第3段、第55条第1項又は第56条第1項の規定に違反すること

12. 第48条第4項の規定に違反すること

前段第8号から第10号までの秩序違反行為がなされたときは、当該秩序違反行為に係る物件を没収することができる。この場合においては、秩序違反法第19条の規定を適用する。

(2) 不正を認識しながら次に掲げる行為をすることも秩序違反行為とする。

1. この法律によりなされるべき行政行為をなさせ、又はこれを阻止するために虚偽の届出をし、又は虚偽の図面若しくは書類を提出すること
2. 検査技師として不正な検査報告を提出すること
3. 第66条第3項第1段第2号の規準表に関する不正な届出をすること

(3) 秩序違反行為には、500,000ユーロ以下の過料を科すことができる

(4) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁は、下級建築監督官庁とする。過料は、建築監督官庁の属する行政主体の収入となる。

○行政裁判所法

第80条

(1) 異議申立て及び取消訴訟の提起は、執行停止効を生ずる。形成的及び確認的行政行為並びに二重効果的行政行為（80a条）についても同様である。

(2) 執行停止効は、次の各号に掲げる場合に限り生じない。

1. ～3. (略)

4. 当該行政行為をした、又は異議申立てについて裁断する権限を有する行政官庁が、公共の利益又は関係人の優越する利益のために、特に即時の執行を命じた場合

(3) 前項第4号の場合においては、行政行為の即時執行に係る特別の利益を、書面により理由提示しなければならない。行政官庁が切迫した危険、特に生命、健康又は財産に対する侵害のおそれがあるため、予めそのように明示された緊急措置を公共の利益のために講ずる場合には、特別の理由提示をする必要はない。

○秩序違反法

第5章 異議申立て及び裁判所手続

## 第1節 異議申立て

### 第67条 形式及び期限

- (1) 当事者は、過料決定に対し、その送達後2週間以内に、当該過料決定をした行政官庁に対し書面により又は当該行政官庁での口述記録により異議申立てをすることができる。上訴に関する刑事訴訟法第297条から第300条まで及び第302条の規定を準用する。
- (2) 異議申立ては、定められた異議申立事項について行うよう制限することができる。

### 第68条 管轄裁判所

- (1) 過料決定に対する異議申立てについては、当該行政官庁の所在地を管轄する区裁判所(Amtsgericht)が裁判する。当該区裁判所の裁判官が単独で裁判する。
- (2), (3) (略)

### 第71条 公判

- (1) 適法な異議申立てがなされた後の手続は、本法に別段の定めのない限り、略式命令に対する適法な異議申立てがなされた後に適用される刑事訴訟法の規定による。
- (2) 裁判所は、事案のさらなる解明のため、次の各号に掲げる措置をとることができる。

1. 個別の立証を命ずること
2. 官庁及びその他の機関に職務上の知見、調査及び知識の説明(第77a条第2項)を求めること

裁判所は、公判準備のため、当事者に対しても指定する期限までに、自らの免責を得るために、事実関係の主張及び証拠物件の提出をする意思があるか否か、またいかなるものを提出するかを述べる機会を付与するものとする。この場合においては、第69条第2項第3段後半の規定を適用する。

### 第72条 決定による裁判

- (1) 裁判所は、公判を必要でないと認めるときは、当事者及び検察官が異議を申し立てない場合には、決定により裁判することができる。裁判所は、予めこれらの者に文書によりこの手続をとる旨を告知するとともにこれに対する異

議の有無を照会し、当該告知の送達の日から2週間以内に意見を述べる機会を付与するものとする。この場合においては、刑事訴訟法第145a条第1項及び第3項の規定（筆者注：弁護人に対する送達）を準用する。裁判所は、当事者に無罪を言い渡すときは、当事者に対して当該告知を行わず、またその異議申立てに対し決定による裁判をすることができる。

(2)～(6) (略)

### 第73条 当事者の公判への出廷

- (1) 当事者は、公判へ出廷する義務を負う。
- (2) 裁判所は、当事者が当該事案について陳述し、又は同者が公判において当該事案について陳述しないという意思表示をし、かつ、同者の欠席が当該事実関係の本質的な観点からの解明のために必要でないと認められるときは、同者の申立てにより出廷の義務を免除するものとする。
- (3) 裁判所が当事者本人の出廷義務を免除したときは、当事者は書面により委任した弁護人に自らを代理させることができる。

### 第76条 行政官庁の参加

- (1) 裁判所は、行政官庁に同官庁の立場から、裁判のために重要と認められる観点を陳述する機会を付与することができる。裁判所が、第47条第2項により手続を中止するときも同様とする。公判の期日は、当該行政官庁に通知されるものとする。当該行政官庁の代理人は、公判において求めに応じて陳述するものとする。
- (2) 裁判所は、裁判のために行政官庁の特別の専門知識なしに済ませることができるときは、前項の規定による行政官庁の参加を行わないことができる。
- (3) 検察官が訴えの取り下げを検討するときは、第63条第3項の規定を準用する。
- (4) 判決その他の手続を終結させる決定は、行政官庁に通知しなければならない。

### 第96条 強制拘留 (Erzwingungshaft) 命令

- (1) 第95条第1項に定める期間の経過後は、次の各号のすべてに該当するときは、裁判所は執行官庁の申立てに基づき、又は裁判所が自ら執行の責務を負っているときは職権により、強制拘留を命ずることができる。
  1. 過料又はその特定の割賦金が支払われていないこと

2. 当事者が自己の支払能力の欠如を主張しなかったこと(第66条第2項第2号b)
  3. 当事者が第66条第2項第3号の規定により教示されていること
  4. 当事者の支払能力の欠如に係る事情が知られていないこと
- (2) 当事者が経済的事情により支払うべき額の過料を直ちに支払うことが困難であることが明らかになったときは、裁判所は、支払支援措置(筆者注:第18条・第93条)を付与し、又は同措置を執行官庁に委任する。この場合においては、既に発せられた強制拘留命令は取り消されるものとする。
- (3) 強制拘留の期間は、1件の過料に係るものについては6週間を、1件の過料決定に係る複数の過料に係るものについては3月をそれぞれ超えてはならない。当該期間は、支払われるべき過料の額を考慮して日数を量定し、事後にこれを延長することはできないが、短縮することはできる。同一の額の過料について、強制拘留を反復適用することはできない。

○参考資料 1：ブレ市の老朽建築物に係る除却命令及び代執行戒告通知

環境・建築・交通局

自由ハンザ都市ブレーメン

(所在地)

担当者氏名・連絡先

送達証書

○○殿

(名宛人住所)

2016年7月11日

(ブレ市の土地所在地表記) の土地

安定性を欠く建物の除却；当方の法律上有効な1991年4月16日付け命令

○○殿

1991年4月16日付けの当方の命令，当方の2002年7月25日付けの文書及び2004年12月3日付けの強制金賦課決定に関連し，次の通知を発する。

通 知：

当方は，貴殿に次のことを命ずる。

1. 当該建物（従前の仮設住宅）及び当該土地（所在地表記）にあるその他の工作物を除却すること

期限：この通知の送達の日から2週間以内

2. 1. の命令に従わないときは，当方は代執行により当該除却を貴殿の費用負担により，業者により行わしめる。費用の概算見積額は，20,000ユーロである。
3. 上掲につき即時の執行を命ずる。
4. この決定の手数料は，200.00ユーロと決定する。

理由：

1. について

I

当方の決定は，次の事実関係に基づくものである。

1991年4月16日に前掲土地について前占有者に対してなされた命令により、許容されていない住居としての利用及び/又は賃貸の禁止のほか、その後に取り片付けを行った上で、2月後に当該土地にある建物の除却を行うことが命ぜられた。

当方の2002年7月25日付けの文書により、当方は貴殿に対し当該土地の新所有者として、法的効力ある命令を通知し、貴殿に対し当方が企図している命令の強制執行に関して意思決定する機会を付与した。2004年12月4日に貴殿に対し戒告された強制金の賦課決定の通知が送達された。貴殿が、当該土地にある建物及び工作物を除却せよという命令に従わなかったため、強制金が賦課決定されたのである。

この時点で提起された苦情に基づき2016年6月14日に現地見分が行われた。その際、当該建物には建築法上の行政介入を必要とする瑕疵があることが確認された。これにより、2016年7月5日に貴殿の不在中に実施された建築技術検査により、当該建物は維持補修が不十分であったことが明らかとなった。屋根及び1階の天井の一部は既に崩落していた。破風の壁及び外壁には隙間がいており、ほとんどすべての壁には顕著な亀裂及びびっくいの剥離が認められた。風雨及び降雪により、さらなる建物の損壊の発生が予測された。これらの状況が確認されたことにより、隣接する建物との離隔距離が小さいことから、直接的な危険状況があると認められる。立入禁止が命じられ、当該土地はフェンスが設けられ、許可なき立ち入りから保全された。

現場において貴殿は、当官庁の担当職員に対し、貴殿の建物が老朽化していることを承知しており、貴殿は経済的状況から除却を実施し又は実施させることができない旨述べている。貴殿は、この話し合いにおいて、貴殿の経済的状況にかかわらず危険回避のため除却が命ぜられうることを示唆されている。

## II

ブレーメン州建築法（2009年10月6日全部改正ブレーメン州法律公報401頁）3条1項により、建築施設については、公共の安全又は秩序、特に生命及び健康を侵害せず、不当な生活妨害を生じないように建設し、改修し、維持保全することを命ずることができる。

州建築法12条1項により、すべての建築施設は全体として及びその構成部分についてそれ自身安定的なものでなければならない。本件においては、この最

小限の要請が充たされていない。

貴殿は、建物所有者かつ当該土地及び当該土地にある建築施設全体に現実の支配権を行使する占有者であるので、貴殿は状況妨害者として秩序ある建築施設の状態保持及び命令の履行について責任ある立場にある。

州建築法58条2項により、建築監督官庁は、施設の建設、改修、使用変更及び除却並びにその使用及び維持補修に際して、他の官庁が所管しない限りにおいて、公法上の規定が遵守されるよう監督しなければならない。同官庁は、この任務を遂行するため必要な措置をとることができる。

本件においては、当該土地における当該建築施設（従前の仮住居及び付属家屋）の全体が安定性を欠いている。

当該建築施設の老朽化は、当該建物の全部又は一部の抑止できない倒壊が直接的に発生するまでに進行している。これにより当該土地あるいは建築施設に所在する人の生命及び健康に対する切迫した危険が排除されない状況となっている。この危険な状況は、当該建物と隣接する建物、特に隣接地との間隔が狭いことから生じている。

本件においては、倒壊のおそれのある施設の除却によってのみ、切迫した危険を必要な範囲で除去することができる。除却による公共の利益には、発生の可能性のある当該建物全体の倒壊によって生ずるおそれのある、隣接する土地の使用者及び/又は居住者並びに訪問者の生命への侵害を防ぐことも含まれる。危険状態の除去による公共の利益は、違法な状態を維持する貴殿の私的利益に優越している。このような状態を黙認することは、平等原則に反し、他者への悪い手本となりうる。

### III

比例原則には適合している。特に、危険な状態を実効的かつ継続的に排除するためには、他のより穏やかな手段は認められない。倒壊のおそれのある建物の一部を支える保全措置の種類とその範囲に鑑みれば、それにより生じる費用は、除去ないし取り壊しの場合と比較して、相当な比例関係にはないと認められる。さらに、切迫した危険状況にもかかわらず、1991年から法的効力をもっている除却命令を強制執行するという目的が存在している。

## 2. について

当方の2004年12月3日付けの通知により決定された強制手段である「強制金」(ブレーメン州行政執行法14条)は、除却命令の強制執行に向けた成果を上げえず、それゆえ奏功しないかたちとなっていた。実際に生じている危険な状態を速やかにかつ継続的に除去するためには、もはや賦課決定はされたものの奏功していない強制金に代わる強制手段としてのブレーメン州行政執行法15条の代執行を適用せざるを得ない。命ぜられた作為(当該建築施設の除却)を行う義務が履行されないときは、執行官庁は当該作為を義務者の費用負担により第三者をして行わしめることができる。これにより、代替的作為としての除却(取り壊し)は、委任された業者により貴殿の費用負担によって実施される。費用の概算見積額は、ブレーメン州行政執行法17条5項1段の規定により提示される。代執行の費用が概算見積額を超過した場合は、事後的追徴が妨げられないことについては、ブレーメン州行政執行法17条5項2段を参照されたい。

この通知の法的根拠は、ブレーメン州行政執行法11条である。

## 3. について

この命令の即時の執行の命令は、行政裁判所法80条2項4号に基づくものである。これによれば異議申立てによる執行停止効等は、公共の利益のために即時の執行が命ぜられたときには、生じないこととなる。即時の執行による公共の利益は、起こりうる当該建築施設の倒壊による人々の危機がこの命令によってのみ防止しうることよって認められる。加えて、即時の執行の命令により、法的救済手段の提起によって公共の利益のために必要な除却命令が不定の期間において妨げられないという効果を生ずる。なされうる法的争訟の結果をまつことはできない。この命令の確定力の発生を待つことは、違法な危険状態が裁判所の本案判決まで引き延ばされることにつながる。即時の執行の命令は、義務者の基本権を考慮しても執行の延期をなしえないことから、比例原則に適合する。異議申立てによる執行停止効に係る貴殿の利益は、それゆえ即時の執行に係る公共の利益に劣後する。

さらに、戒告された代執行の決定が法的救済手段の提起によって妨げられないことが公共に利益に資する。他の方法では、除却命令の即時の執行が実効的に強制されることは不可能である。それゆえ、即時の執行は、強制手段の戒告を顧慮して命ぜられるものである。

#### 4. について

この通知は、建築費用令1条1項により手数料が課せられる。手数料の額は、建築費用令の費用リストの101.23.00により、標準的行政経費により算定される。添付の手数料請求書は、この通知の一部を構成する。

法的救済に関する教示：

この通知に対しては、その送達から1月以内に異議申立てを提起することができる。異議申立ては書面により又は環境・建築・交通局、アンスガリトア通り2, 28195 ブレーメンにおける口述記録によりすることができる。

即時の執行が命ぜられているため、もし異議申立てを提起しても主決定内容及び戒告された強制手段について執行停止効は生じない。異議申立ての提起に併せて執行停止を申し立てることができるのみである。また、ブレーメン州行政裁判所、アム・ヴァル198, 28195ブレーメンに即時の執行の停止の申立てをすることも可能である。

異議申立てを提起しても手数料の支払期限は変更されない。

アドバイス：

異議申立ての提起に際しては、手数料は徴収されないが、異議申立てが棄却されたときは、延滞利子/遅延加算金が支払期限の日から課されうる。

敬具

市長に代わり



○参考資料3：シュヴェ市の建築物違法使用中止命令書&封印措置戒告

郵便送達状

○○殿

(名宛て人住所)

州都シュヴェ市

市長

第三局－経済・建築・秩序  
都市整備部建築秩序課

2014年4月8日

土地：シュヴェリオン，ゲート通り 73		
地区：シュヴェリオン	(土地番号等表記その1)	(土地番号等表記その2)
建築計画：建築現場監督		
本件：建築許可書の送達前の居酒屋の開設		

決定通知書

○○殿

ここに以下のとおり決定通知を行う。

強制金賦課決定

当方は、ここに貴殿に2014年3月31日付けの秩序命令(即時の使用中止)の2.により書面により戒告した1,000ユーロの額の強制金を、貴殿に対し賦課することを決定する。

この1,000ユーロの額の強制金は、この通知の送達後2週間以内に、次の支払番号を付記して、指定された口座に振り込まなければならない。

(支払番号)

費用決定

メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法114条1項により、上掲に加えて、この命令の発出に係る費用(手数料及び立替金)を徴収する。

メクレンブルク・フォアポンメルン州行政執行費用令1条1項2号により、強

制金の賦課決定に係る手数料を徴収する。

当方は、メクレンブルク・フォアポンメルン州行政執行費用令1条2項に付属する手数料表3により、行政手数料として総額次の金銭を徴収する。

100.00ユーロ

貴殿は、この100ユーロの額の行政費用を、この通知の送達後2週以内に、次の支払番号を付記して、指定された口座に振り込まなければならない。

(前掲の支払番号)

支払がなされないときは強制徴収が行われ、さらにそのための費用が生ずる。

#### 新たな強制手段の戒告

貴殿が、2014年3月31日付けの秩序命令（即時の使用中止）の1. にこの決定通知の送達後すみやかに従わないときは、当方は、貴殿に対し、ここに貴殿により使用されている前掲建物の地上階の部屋を**職権により封印**することを戒告する（メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法90条及びメクレンブルク・フォアポンメルン州建築法80条2項2段）。

#### 理由

2014年3月31日付け通知の1. により、当方は貴殿に対し、前掲建物の地上階の部屋の使用をすみやかに全面的に中止するよう命じた。この決定は、いうまでもなく明らかとなった「プライベートクラブ」としての使用に係るものであり、貴殿には当該部屋の使用について建築許可が付与されていないことによるものである。当方は、再度明確に指摘しておくが、建築許可がなされなければ、当該部屋は、居酒屋ないし「プライベートクラブ」として内装工事をすることも、また、使用を開始することも許されない。貴殿には、何度も明確に指摘しているところであるが、建築工事の変更及び使用開始は、法的に有効な建築許可書が送達されてはじめて行うことが許されるのである。

貴殿が2014年3月31日付けの即時の使用中止命令の1. に従わなかったときは、当方は当該秩序命令の2. で1,000ユーロの額の強制金を課すことを戒告している。

しかしながら、2014年4月4日（22：25頃）と2014年4月5日（22：10頃）の

現地見分において、当該部屋の使用がなされ、客が入店していることが再度確認されている。

当方の2014年3月31日付けの即時の使用中止命令の強制執行は、メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法80条1項2号により許容されている。下級建築監督官庁として、当方は、メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法第82条により、当該強制執行を行う権限を付与されている。メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法83条1項1号により、貴殿は、義務者として、行為妨害者たる貴殿に対してなされた行政行為（筆者注：使用中止命令）の履行が要求される。

強制金は、強制手段として許容される。メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法86条によれば、強制金は行政強制の手段である。強制金は、メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法88条により、義務者がある作為を行い、あるいはある作為を受忍し、又は本件のようにある作為を行わないことを強制すべきときに適用される。

2014年3月31日付けの即時の使用中止命令の1. で命ぜられた措置を、貴殿は行っていない。そこで、当該秩序命令の2. で貴殿に戒告された強制金は、いまやメクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法88条2項に定めるところにより決定され、この書面により通知される。

メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法87条に規定されているように、当方は既に、貴殿に対しこの強制金を賦課決定することを戒告している。この戒告は、当方により賦課決定された額により、決定された強制手段のみに係るものである。

この決定による新たな強制手段に係る職権による封印の戒告は、メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法第90条及びメクレンブルク・フォアポンメルン州建築法80条2項2段に基づくものである。メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法86条2項によれば、強制手段は、命ぜられた措置がとられ、又は他の方法により実現されるまで、反復して適用し、又は他の強制手段に切り替えることができる。

代替的措置によっても、また行政強制手段たる強制金によっても目的を達することができず、あるいはそれらが目的適合的でないときは、執行官庁は、直接強制により作為を自ら行い、又は義務者に作為、受忍又は不作為を強制することができる（メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法90条）。書面に

より命ぜられた使用中止にもかかわらず使用が継続されるときは、建築監督官庁は、メクレンブルク・フォアポンメルン州建築法80条2項2段により、当該施設の全部又は一部を封印することができる。

#### 法的救済の教示

この決定通知に対しては、その送達から1月以内に書面により、又は州都シュヴェ市長のもとでの口述記録により、異議申立てを提起することができる。

#### 助言

1. (新たな強制手段の戒告の)期限が、代理人の過失によって徒過されるときは、当該過失は義務者の責めに帰されるものとする。
2. 強制手段の決定通知に対する異議申立ては、メクレンブルク・フォアポンメルン州安全秩序法99条1項により、執行停止効を生じない。しかしながら、シュヴェリー行政裁判所、ヴィスマルシェ通り323aは、申立てにより執行停止効の全部又は一部を回復し、又は執行の停止を命ずることができる。

#### 敬具

市長に代わり  
(担当者署名)

○参考資料4：シュヴェ市の封印措置実施通知

郵便送達状

○○殿

(名宛て人住所)

州都シュヴェ市

市長

第三局－経済・建築・秩序

都市整備部建築秩序課

2014年5月21日

土地：シュヴェリオン，ゲート通り 73		
地区：シュヴェリオン	(土地番号等表記その1)	(土地番号等表記その2)
建築計画：建築現場監督		
本件：建築許可書の送達前の居酒屋の開設		

○○殿

当方は、ここに、ゲート通り73左側の地上階にある「(店名)」の部屋を、職権により封印したことを通知する。

助言

職権によりなされた封印を毀損し、損壊し、若しくは識別不能にした者又は当該封印により執行された封鎖措置の全部又は一部を無効にした者は、1年以下の自由刑又は罰金に書せられる（刑法典136条2項）。

敬具

市長に代わり

(担当者署名)

○本事案における封印措置の実施状況



(シュヴェエ市建築・歴史的建造物保全課提供)

